

学習補助員・教育介助員・非常勤講師 の登録募集について

安芸高田市教育委員会では、市内の公立幼稚園・小学校・中学校・適応指導教室に必要な
に応じて学習補助員・教育介助員・非常勤講師及び指導員を配置しています。

本市教育委員会では人材登録制度を設けており、必要が生じたときに希望登録された方
の中から行います。

随時、登録募集を行っていますので、希望される方は次により登録してください。

1 登録募集職種、職務

職 種	職 務
学習補助員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中のＴＴ等学習支援 ・ 担任等教員の教務事務補助 ・ その他、事業趣旨に照らして校長が必要と認めること
教育介助員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する生活や学習への支援全般 ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する学校行事における介助 ・ 教材作成等の教務事務補助 ・ その他、事業趣旨に照らして校長が必要と認めること
非常勤講師 (学 校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科指導等学習活動全般への指導 ・ 教材作成等の教務事務補助 ・ その他、事業趣旨に照らして校長が必要と認めること
非常勤講師 (幼稚園)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園における担任等教員の教務 ・ 幼稚園における教材作成等の教務 ・ その他、事業趣旨に照らして園長が必要と認めること

2 勤務場所

学習補助員	・・・・・・・・安芸高田市内の小学校
教育介助員	・・・・・・・・安芸高田市内の幼稚園・小・中学校
非常勤講師（学 校）	・・・・・・・・安芸高田市内の中学校
非常勤講師（幼稚園）	・・・・・・・・安芸高田市立吉田幼稚園

3 応募資格

- (1) 地方公務員法第 16 条（※注 1）及び学校教育法第 9 条（※注 2）の欠格事項に該当しない者 【（※注 1）（※注 2）の内容は、別添の参考資料を参照のこと】
- (2) 教育に熱意と見識を有し、健康で勤務に耐え得る者
- (3) 教員免許状を有する者
(非常勤講師（学校）については担当教科・非常勤講師（幼稚園）においては幼稚園教諭)
- (4) 普通自動車免許を有する者

4 登録方法

- (1) 提出書類 市販の履歴書 1 部（3 ヶ月以内に撮影した写真を貼付）
なお、必ず希望の職種を記入してください。
教員免許状を有する者については、教員免許状の写しまたは取得見込み
証明書を添付すること

- (2) 提出先 希望者は、履歴書を安芸高田市教育委員会事務局学校教育課へ提出
(郵送可、郵便番号 731-0592 安芸高田市吉田町吉田 761 番地)
なお、履歴書は返却いたしませんので、ご了承ください。

5 選考

- (1) 選考方法 書類選考・面接試験による（個別に通知）
(2) 結 果 登録者の中から選考し、採用の可否を決定します。
(登録期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとします。)
なお登録者については、4 月 1 日以降年度途中の欠員に応じて優先的に採用します。

※ 登録は年間を通じて随時受け付けます。

4 月からの採用及び欠員が生じた際に、必要に応じて登録された者から優先的に面接等を実施し採用を決定します。

※ なお、登録のための履歴書の提出があっても、かならず雇用があるとは限りませんので、ご了承ください。

6 雇用期間等勤務条件

- (1) 雇用期間 採用した日～平成 30 年 3 月 31 日
(2) 勤務時間 週 29 時間以内で、配置先の所属長が勤務時間を割振ります。
原則として 1 日 5～6 時間、週 5 日（月～金）勤務。
(3) 報酬額等 月額 178,000 円（平成 28 年度）
(なお、交通費の支給はありません。)
健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険 加入
そのほか安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の定めによる。

- 7 問い合わせ先 安芸高田市教育委員会 学校教育課
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 761
電話・お太助フォン 0826 - 42 - 5628

別添参考資料

(※注1) 地方公務員法第16条

(欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 [日本国憲法](#)施行の日以後において、[日本国憲法](#)又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※注2) 学校教育法第9条

[校長、教員の欠格事由]

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 [教育職員免許法第十条第一項](#)第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 [教育職員免許法第十一条第一項](#)又は[第二項](#)の規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 [日本国憲法](#)施行の日以後において、[日本国憲法](#)又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許法（抜粋）

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至ったとき。
- 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者（当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。）に返納しなければならない。

(取上げ)

第十一条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 2 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。
- 3 前二項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。
- 4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。